



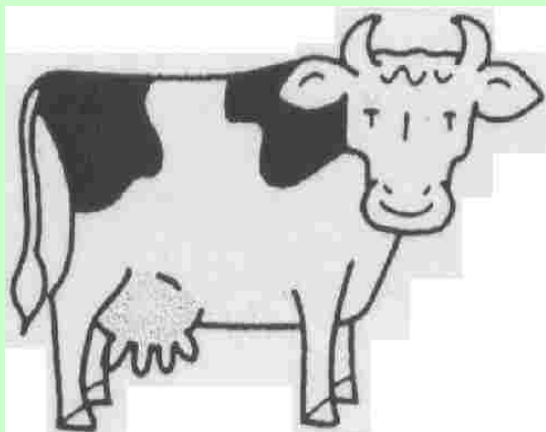
新たな

家畜改良増殖目標 のポイント

**平成17年5月
農林水産省生産局**

新たな

家畜改良増殖目標の設定について



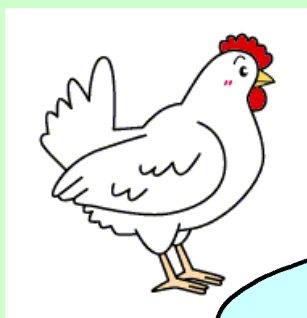
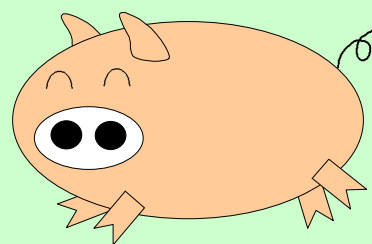
家畜改良増殖目標は、「家畜改良増殖法」に基づき、家畜の改良増殖を計画的に行うことを目的に策定するのよ。

家畜改良増殖目標は、長期展望に立った家畜の改良増殖の指針とするため、今後、10年を目指し、概ね5年ごとに策定してるのよ。

前回改定してから5年ということで、平成17年3月に新たに策定したのよ。 モー——ウ！

家畜改良増殖目標は、「家畜改良増殖法」第3条の2に基づいて、家畜（乳用牛、肉用牛、豚、馬、めん羊、山羊）の能力、体型、頭数等の向上に関する目標を策定するんだ！ブー！

鶏についても家畜に準じて策定だ！



「家畜改良増殖目標」に即し、各都道府県単位で計画の策定をすることができるんだよ！ここケッコウ！

各都道府県で家畜改良増殖計画を策定し、その実現に向けてがんばろうーよ！



このパンフレットに関するお問い合わせ先

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話03-3502-8111（代表）

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>